

奈良県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、小泉市場土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和二年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	南口 吉弘	大和郡山市小泉町三七一―三
〃	山村 芳和	〃 三二〇
〃	富岡 睦夫	〃 三一〇
〃	嘉幡 完次	〃 二九四―一
〃	森 映光	〃 三二一
〃	山村 典生	〃 三一八
〃	村田 典裕	〃 三七三
監事	川本 勉	〃 三五六―一
〃	小野 雅裕	〃 三七五―五
〃	辻内 章浩	〃 八一〇―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	南口 吉弘	大和郡山市小泉町三七一―三
〃	山村 芳和	〃 三二〇
〃	富岡 睦夫	〃 三一〇
〃	嘉幡 完次	〃 二九四―一
〃	森 映光	〃 三二一
〃	山村 典生	〃 三一八
〃	村田 典裕	〃 三七三
監事	川本 勉	〃 三五六―一
〃	小野 雅裕	〃 三七五―五
〃	辻内 章浩	〃 八一〇―二